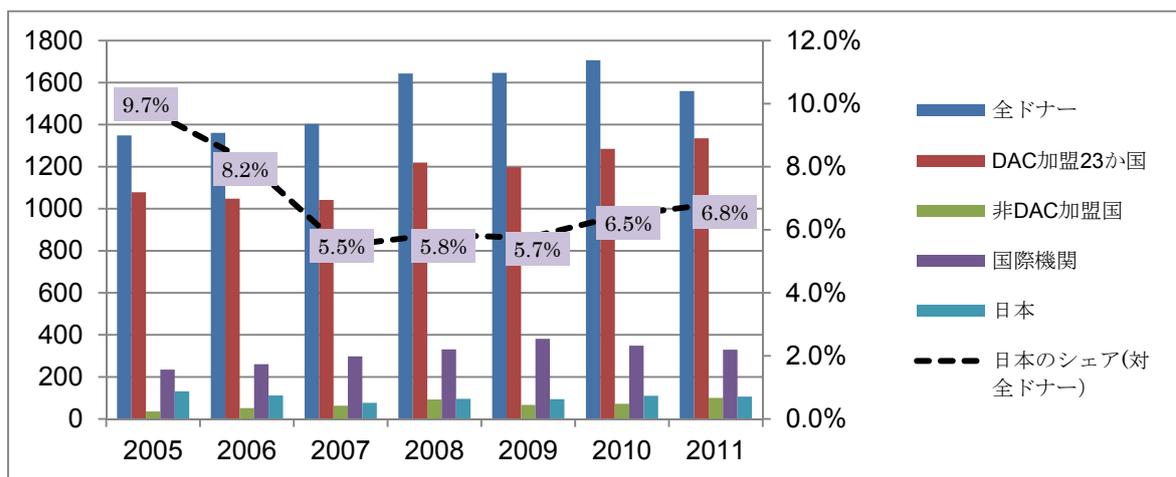


第3章 三角協力の概要

3-1 世界の ODA を取り巻く環境

2011 年の DAC 加盟 23 国による ODA 総額は 1,335 億ドルとなっており(図表 3-1 グラフの茶色のライン)²¹, 2010 年の実績から 3.9%の増加を見せた。その内日本の支出純額の実績(同水色のライン)は, 前年比 3.8%減の約 106 億ドルである。過去 DAC 加盟 23 国が提供していた ODA の総額は 2005 年から 2011 年の期間で約 24%の増加を見せた。一方日本の ODA 額は同期間で 19%の減少を見せている。そのため, 日本の全ドナー内での ODA 額のシェア(同点線部分)は 9.7%から 6.8%に低下している。また, 2000 年までは DAC 内でも一位だった ODA 拠出額も 2011 年には 5 位にまで低下した。

図表 3-1 ドナー別の ODA 額の推移 (単位:億ドル(左軸), %(右軸))



注) ODA の全セクター, 償還ベース, ドル現在価格ベースでの統計。全ドナー(OECD の説明によると DAC 加盟国, 非加盟国, 国際機関, 民間セクターの合計で OECD QWIDS では 79 の組織)が選択肢に加えられている。

出所) OECD QWIDS (<http://stats.oecd.org/qwids/>)より評価チーム作成

「失われた 20 年」と言われる日本の経済不況についてはいまだ光明が見えない状態である。その一方, 2008 年のリーマンショック以降の先進国の経済停滞をよそに, ODA 額についても着実に新興国へのパワーシフトが加速している。特に世界経済のけん引役としての BRICS(ブラジル, ロシア, 中国, インド, 南アフリカ)の台頭が著しく, 将来的にもその存在感を増してくることは間違いないと思われる。1980~1990 年代は日本の形成する雁行型経済体制のもと NIEs 諸国の経済力が勢いを増したが, BRICS 諸国は NIEs と異なり巨大な国土と人口を併せ持つ「資源大国」である。4 か

²¹ 2012 年 4 月の OECD QWIDS の速報値。

国を合わせると国土面積で世界の3分の1、人口では約4割を占める巨大な経済体で、さらにロシア、中国は国連安保理常任理事国であり、政治的な影響力も強い²²。

図表 3-2 BRICs 主要経済指標

	面積 (万平方km)	2009年推計 人口 (百万人)	2009年名目 GDP (10億ドル)	1人当たり名目 GDP (ドル)	2008年実績 GDP成長率 (%)	2009年実績 GDP成長率 (%)	2009年消費者 物価上昇率 (%)	2009年日本か らの直接投資 (百万ドル)
ブラジル	851	191	1,574	8,220	5.1	-0.2	4.9	3,753
ロシア	1,707	142	1,232	8,681	5.2	-7.9	11.7	391
インド	329	1,199	1,237	1,032	6.4	5.7	10.9	3,664
中国	960	1,335	4,985	3,735	9.6	9.1	-0.7	6,899

注) BRICs²³とは、アメリカの投資銀行ゴールドマン・サックスの投資家向けレポートで今後大きな成長が見込める国として取り上げられた。2003年の同社の報告によると、この4か国が順調に成長すればその経済規模は2025年に先進国(G6:日、米、独、英、仏、伊)の約半分、2040年にはそれを上回るとしている。

出所) 外交専門誌「外交」(外務省)Vol.6-加速する新興国へのパワーシフト pp.103

図表 3-3 BRICs 予測成長率

(%)

	2013年	2014年	2015年
ブラジル	4.09	4.14	4.14
ロシア	4.24	4.14	4.00
インド	8.17	8.15	8.13
中国	9.49	9.47	9.45
日本(比較)	1.88	1.75	1.68

出所) IMF, World Economic Outlook Database, October 2010 などから評価チーム作成

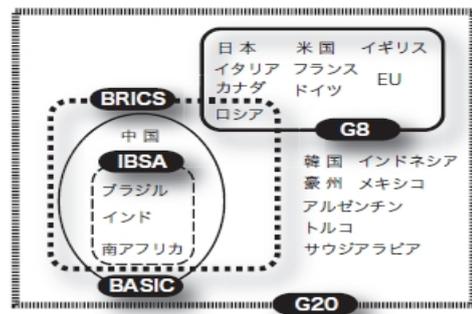
2008年のリーマンショック以前から世界のODA拠出額に占める日本のシェアは低下を続けている。日本国内の空洞化の反動として海外新興国への日本企業の投資は確実に増加している。

²² BRICsのほか、成長が期待される新興国としてNEXT11(略称:N11)とVISTA(ヴィスタ)、MENA(ミーナ)などが挙げられている。NEXT11は、ゴールドマン・サックスが、2007年の経済予測レポートの中で、BRICsに次ぐ急成長が期待されるとしてイラン、インドネシア、エジプト、韓国、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、メキシコを挙げたものである。VISTAは、BRICs経済研究所のエコノミスト・門倉貴史が、BRICsに続くグループとして2006年11月に提唱したもので、ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチンの5か国を指す。MENAは、ポストBRICsとして注目が集まっている中東と北アフリカを合わせた市場。「Middle East(中東)」と「North Africa(北アフリカ)」の頭文字から「MENA」と呼ばれている。具体的には、主にサウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、カタール、オマーン、バーレーン、トルコ、イスラエル、ヨルダン、エジプト、モロッコの11か国を指す。一方直近ではBRICsの将来を懸念する声も出始めている。

²³ 2010年12月に南アフリカが加わる前は、BRICsと呼ばれた。

図表 3-4 新興国を取り巻く国際枠組み

新興ドナーの台頭は、開発資金の構成にも大きな変化をもたらしている。DAC の推計によると新興ドナー15 か国の 2008 年の援助額は 120-140 億ドルとなり、同年の DAC 加盟 23 か国の ODA 総額の 10%弱に相当している。この中には先にあげた BRICs 諸国も全て顔を出している。



出所)「外交」Vol.6, pp.104

図表 3-5 主要非 DAC メンバー国の援助実績(推定値を含む)

(単位:百万ドル)

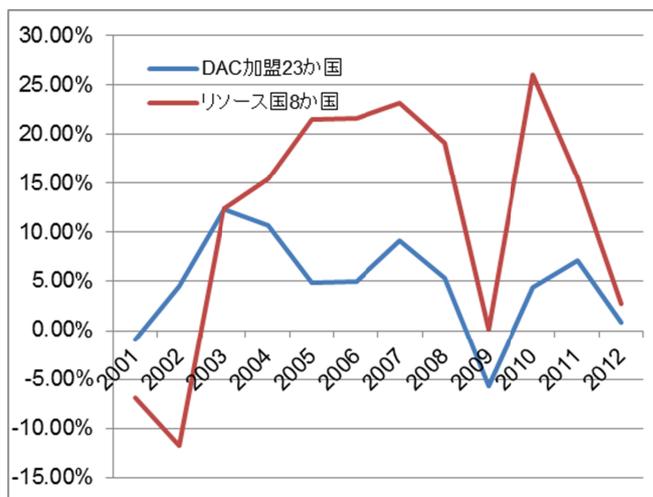
順位	国・地域	援助実績	年	出所
1	ブラジル	437.0	2007	DAC 開発協力報告書(ブラジル当局による推定値)
2	中国	3,000.0	2008	D. Brautingam による推定
3	インド	610.0	2008/9	インド外務省年次報告書
4	ロシア	200.0	2008	ロシア連邦政府の発言(2010年4月のDAC上級会合)
5	南アフリカ	109.0	2008/9	南アフリカ財務省資料による推定
6	チェコ	249.2	2008	OECD-DAC 統計
7	ハンガリー	106.9	2008	OECD-DAC 統計
8	ポーランド	372.4	2008	OECD-DAC 統計
9	ルーマニア	122.9	2008	OECD-DAC 統計
10	イスラエル	137.9	2008	OECD-DAC 統計
11	トルコ	780.4	2008	OECD-DAC 統計
12	台湾	435.2	2008	OECD-DAC 統計
13	タイ	178.5	2008	OECD-DAC 統計
14	クウェート	283.2	2008	OECD-DAC 統計
15	サウジアラビア	5,564.1	2008	OECD-DAC 統計

注) チェコ、ハンガリー、ポーランド、トルコといった OECD メンバーについては 1 億ドル以上の供与があった国のみを掲載。中国の推定値は譲許的ローン、債務救済を含む金額。

出所) 2011 年版 政府開発援助(OA)白書, pp.23

ここに含まれる 15 か国については、DAC 加盟 23 か国との経済格差が年々縮小しているだけでなく、ODA を含めた対外投資についてもその格差を急激に縮めている。

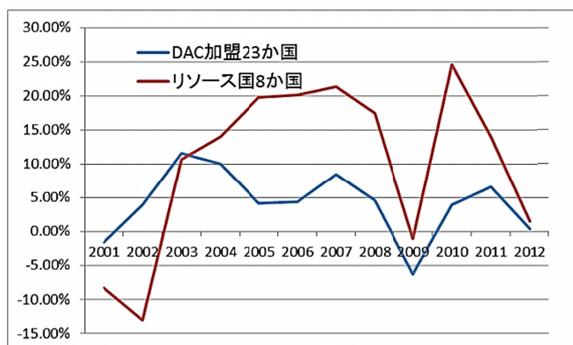
図表 3-6 GDP 成長率 (%)



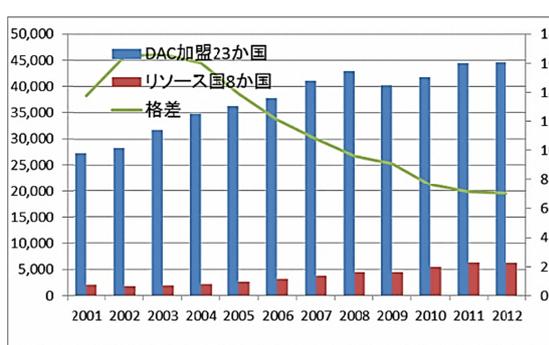
2001年以降のGDP成長率、一人当たりGDP伸び率、一人当たり投資額²⁴伸び率をDAC23か国と新興8か国²⁵と比較すると、どの指標についても8か国の伸び率がDAC23か国のそれを上回っている。以下の図表は一人当たりGDP、一人当たり投資額は2000年代前半までは15倍程度の格差があったが、これが急速に減少しており、2012年の段階で一人当たりGDPで7倍、一人

当たり投資額で5倍程度まで縮小している。

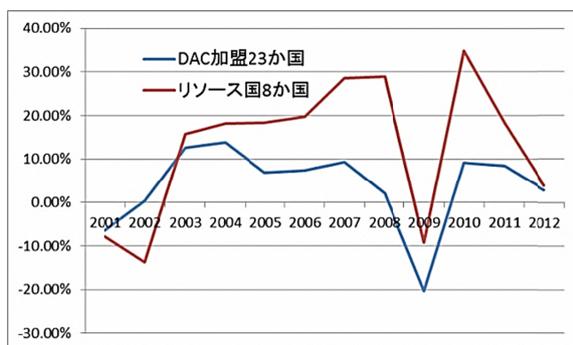
図表 3-7 一人当たりのGDP伸び率



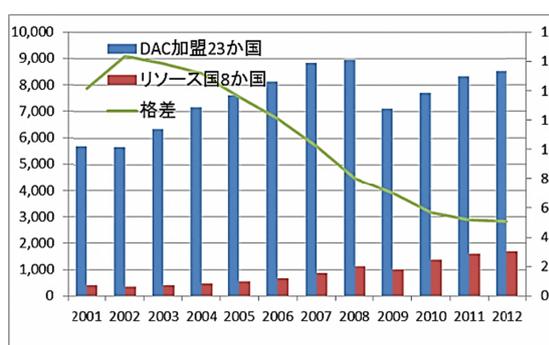
図表 3-8 一人当たりのGDPと格差



図表 3-9 一人当たりの投資額の伸び率



図表 3-10 一人当たりの投資額と格差



出所) World Economic Outlook Database, 国際通貨基金(IMF) 2012年4月より評価チーム作成

²⁴ ODAを投資の一形態として算入している。

²⁵ アルゼンチン、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、モロッコ、フィリピン、タイの8か国。8か国の選定については、本件評価のため外務省企画室が三角協力のリソース国として選定される機会の多い8か国として選定したものである。

3-2 三角協力の取組の経緯

3-2-1 三角協力形成の歴史

1970年代以前は、開発途上国の発展には先進諸国からの資金・技術援助を提供することが主流であったが、70年代に入ると途上国のニーズと各国が抱える文化的背景の多様化が進み、途上国相互の協力の重要性が徐々に認識されるようになってきた。そのためこの時代には北から南への援助を補完するため、開発途上国間で水平協力をしようという動きが高まった。

1970年代には、国連システムの中で三角協力を支援する枠組みが形成された。国連開発計画(UNDP)は、1974年の国連総会を契機に途上国間技術協力特別ユニット(SU/TCDC)を設置し、1975年に開催された委員会で、三角協力に対する各国政府の関与と技術協力プログラムの実施に関する方針「新局面(New Dimension)」を採択した。また、1978年、ブエノスアイレスで開催された途上国間協力に関する国連会議で、「途上国間協力の推進と実施のためのブエノスアイレス行動計画(BAPA)²⁶」が採択され、途上国間技術協力(TCDC)の概念が整理された。同行動計画は、「国際機関及び先進諸国は開発途上国間協力に貢献できるような開発途上国(機関)に対し、財政支援などを与えること」、「開発途上国間協力を支援するために技術協力に関する政策や手続きを改善すること」など、開発途上国間技術協力の推進に関し採るべき行動として38項目からなる具体的措置を勧告している。

この世界的な潮流を踏まえ、1980年代以降も、南南・三角協力について、活発な議論や活動が展開された。77か国グループ(G77)は、1981年、開発途上国間経済協力に関する「カラカス行動計画」を策定、1997年には、その見直しとなる「サンホセ行動計画」を含む各種南南・三角協力関連の決議・宣言を採択し、南南・三角協力の推進に向けた取組を「南」側の集団的自助という観点から積極的に行っている。また、1993年には日本の主導のもと、アジア・アフリカ協力を基調の一つとするアフリカ開発会議(TICAD)が開催され、2000年4月には、第1回南サミットで、グローバリゼーションのもたらす課題に対応するための有効な手段の一つとして三角協力の重要性が強調された。TICADは2003年に10周年を迎え、その記念として同年9月に東京においてTICADIIIが開催された。同会議の結果を踏まえて作成されたTICAD10周年宣言では、TICADプロセスの功績の一つとして、アジアの経済発展の成功体験を活かしたアジア・アフリカ間の三角協力の重要性が評価されている。さらに2009年にケニアのナイロビで開催された南南協力のための国連ハイレベル会合では、BAPAのレビューを実施(ナイロビ成果文書)し、南南開発アカデミー、南南開発エキスポ(Expo)、南南資産・技術交換の3つのプラットフォームを通じて南南協力を支援することが合意された。

²⁶ 行動計画では、南南協力ハイレベル委員会の事務局機能をSU/TCDCに付与することになった。実際にはその後UNDPがSU/TCDCを所轄し、地球規模および国連システム内での南南協力および三角協力に関する啓蒙、促進、支援を行う役割を担ってきた。

図表 3-11 日本が実施してきた主な三角協力サービス内容

アプローチ	特徴	主要な形態
1. 調査と研修	途上国の参加者・個人に対して技術・知識・情報を移転	・会議 ・研修コース, ワークショップ ・視察旅行 ・指導員の訓練
2. 助言サービス	長期／短期の派遣専門官による助言を提供	・紛争後のキャパシティ・デベロップメント ・知的中核の確立
3. ネットワーキング	専門的知識・情報, 実践経験および共同事業の成果を参加機関で共有	・専門的知識の多国間交換 ・キャパシティ・デベロップメントと技術の普及
4. パートナリシップ	フォーラムを通じて特定のパートナー同士が知識・経験を共有	・合弁企業等のビジネスマッチング ・二国間パートナーリング ・多国間パートナーリング

出所) 各種資料より評価チーム作成

日本はこれらの手続きが行われている間も着々と三角協力の実績を積み重ねてきた²⁷。上記のような国際的な流れがある中で、日本は 2003 年に閣議決定された ODA 大綱の基本方針に三角協力の重要性を取り上げ、これまでに蓄積された支援実績を世界に向けて積極的に発信していくことに取り組む姿勢を明らかにした。

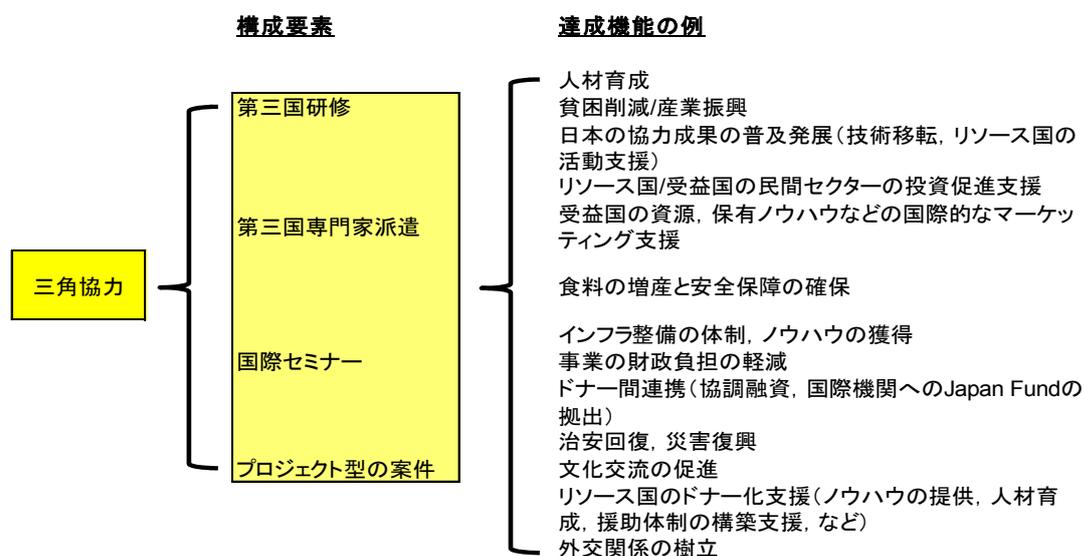
日本は 2002 年以降、アジア地域における三角協力推進のための協力枠組みとして、地域協力推進会議(JARCOM, 2009 年に J-SEAM に改編・名称変更²⁸)を通じて ASEAN 域内の格差是正に資する新たな南南協力支援枠組を構築し、域内の対話促進と新興ドナーによる三角協力実施のための能力強化を図ってきた。

これまでの実績から判断すると三角協力の構成要素は、大きくは 1) 第三国研修, 2) 第三国専門家派遣, 3) 国際セミナー, 4) プロジェクト型の案件に分類される。この内、プロジェクト型の案件とは、一連のモザンビークのナカラ回廊を取り巻く事業(図表 5-21 参照)のように、日本とブラジルがプロジェクトの案件形成段階から協調するもので、現段階での数は限られたものとなっている。ただし政府間の協調の度合いは他の要素に比べて高く、将来的にその件数が増加してくるものと考えられる。

²⁷ 三角協力は歴史の長い協力形態で、日本は 1975 年のタイとラオスの協力支援以降(タイの養蚕センターでラオスの養蚕技術者向けのトレーニングを実施した)、多くの協力実績を蓄積し、三角協力の分野では世界をリードしている。

²⁸ 2010 年から ASEAN 各国が J-SEAM 枠組みを離れ南南協力案件を形成する数が増えたため、J-SEAM は解消し、2012 年以降 ASEAN 統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration: IAI)への支援に切り替わった。

図表 3-12 三角協力の構成要素



出所) 評価チーム

国際化が急速に進む現代社会では、国境を越えた地域協力活動が重要性を帯び、その質がますます問われるようになってきた²⁹。こうした中、ODA の技術協力の効果的・効率的な手法と称されている三角協力には、今後の国際地域協力の発展にとって貴重な経験が集積されており、様々な角度からの分析が求められている。しかしながら本章で示す量的な指標だけで三角協力の評価を行うことには限界があり、ましてや事業の正否を問うことには大きな意味はない。そこで若干の質的な分析を通じて今後の三角協力の課題を明らかにしていく。また本報告書では三角協力の主力要素である第三国研修、第三国専門家派遣を中心に分析を行う。

²⁹日本でも「開かれた国益の増進」(2010年6月)でODAにおける成果主義の重要性を打ち出している。

図表 3-13 三角協力を支援する国際的な取組

年	名称	内容
1974～1975	UNDPによるコミットメント	UNDPの国連総会を契機に組織内に途上国間技術協力特別ユニット(Special Unit for TCDC: SU/TCDC)を設置(1974年)。南南協力に対する各国政府の関与と技術協力プログラムの実施にかかる方針"New Dimension"を採択し、UNDPを南南協力を推進する国連機関の中心に位置付けた(1975年)。
1978	国連TCDC会合 ブエノスアイレス行動計画(Buenos Aires Plan of Action on Technical Cooperation among Developing Countries)	会合の成果として「ブエノスアイレス行動計画(以下、「行動計画」とする。)」が採択された。行動計画は、TCDC 推進に関して採るべき行動として、38 項目からなる具体的措置を勧告している。特に、「国際機関及び先進諸国はTCDC に貢献できるような開発途上国(機関)に対し、財政支援などを与えること」および「TCDC を支援するために、技術協力に関する政策や手続きを改善すること」など三角協力支援についての措置が具体的に勧告された。行動計画は、その後のTCDC 推進、南南協力支援の拡大において、試金石的作用を果たした。 この総会決議によって南南協力に関するハイレベル委員会(High-level Committee on South-South Cooperation) が設置され隔年の委員会開催を通じて南南協力の成果の確認と普及を図っていくことになった。
	その後の国連決議 ↓ 下記「ナイロビ成果文書」に続く	その後はブエノスアイレス行動計画を実施していくための体制整備が行われてきた。 ・国連南南協力特別ユニット(Special unit for TCDC)の能力強化 ・国連参加国によるTCDC実施上の国内問題のレビュー ・国連総会の名称を途上国への技術協力に関するハイレベル委員会(High-level Committee on the Review of Technical Cooperation among Developing Country: HLC)に変更(1980年) ・TCDCに関してのガイドラインの試験的導入(1993年) ・TCDCガイドラインの改定(2003年) ・TCDCの名称をSouth-South Cooperationに変更(2004年)
1981～	開発途上国の連携による開発途上国77か国会議(G77)* - 「途上国間経済協力(Economic Cooperation between Developing Countries: ECDC)に係るカラカス行動プログラム」(1981) - 「サン・ホセ宣言・行動プログラム」(1997)	各種南南協力関連の決議・宣言を自ら採択し、国連の各種決議案に盛り込むとともに、ペレ・グレロ信託基金(Pere-Guerrero Trust Fund)による案件実施の支援を行うなど、南南協力(ECDC およびTCDC) 推進に向けた取組を、「南」側の集団的自助という観点から実施。
1993～	アジア・アフリカ協力(TICAD)	日本が主催してこれを実施し、オーナーシップとパートナーシップに基づくアフリカ開発の重要性を国際社会に訴えてきた。南南協力、特に「アジア・アフリカ・イニシアティブ」の重要性を強調し、「アフリカの新たな開発パートナーとなりうる(アジアを中心とした)諸国との協力及びアフリカ域内の協力」の推進を提唱し、アフリカ人材の育成、アジアの開発経験のアフリカへの移転、アジア・アフリカ協力専門家の会合などを実施。
2000	「ハバナ行動プログラム」(Havana Programme of Action)	「南サミット」で採択された同行動プログラムで、南南協力をグローバリゼーションのもたらす課題に対応するための有効な手段の一つとして、その必要性を強調した。
2009	国連総会 →「ナイロビ成果文書」	「ブエノスアイレス行動計画」(上記)をレビューし、南南協力を促進するために以下の方針を打ち出した。(1)南南協力は南北間協力を代替するものではなく、南北間協力を補完する支援と位置付けること、および(2)その場合も途上国のニーズの反映が最優先されるべきで、国連の地域委員会は「触媒機能」を果たすべきであること。これらを実現するため、(ア)南南開発アカデミー、(イ)南南開発エキスポ、(ウ)南南資産・技術エクスチェンジの3つのプラットフォームを通じて南南協力を支援することが合意された。尚、ナイロビ成果文書では三角協力についての定義を明確化しようとしたが、これもいまだ共通概念として定着していない。
2010	G20ソウルサミット	本会議では初めて、開発に関して、具体的な年限を示した行動計画が採択された。「共有された成長のためのソウル開発合意」および「開発に関する複数年行動計画」がまとめられ、特に食糧の安全保障分野での三角協力の重要性が確認された。
2003年～	経済協力開発機構の開発援助委員会(OECD-DAC) 援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム	ローマ・ハイレベル・フォーラム(ローマ宣言)(2003年) 国際開発金融機関の共同財務管理、公共部門財務レビューの意思決定サイクルへの反映、環境政策および手順の施行など、6 項目の重要性を確認。 パリ・ハイレベル・フォーラム(2005年) 援助効率化五原則を中心に、開発援助をより効率的に活用することを目的に、56件のパートナーシップ・コミットメントを設定。 ア克拉・ハイレベル・フォーラム(2008年) 途上国政府のオーナーシップに必要な能力開発と南南協力支援の重要性が行動計画合意文書に反映(約128か国、約64機関が「アクラ行動計画」を採択) ブサン・ハイレベル・フォーラム(2011年) 「三角協力・南南協力」や市民社会組織と民間の主体による貢献のような開発協力に向けた幅広い協力のアプローチの重要性について確認し、協力支援の拡大を約束。

注) G77 加盟国は現在 132 か国に増加している。G77 の考え方としては、三角協力は援助そのものではないため、パリ宣言のような援助効果拡大のためのルールは当てはまらないという統一見解がある。一方 DAC や OECD には三角協力にもパリ宣言のような一定のルールを当てはめていこうという動きがある。(アクラ行動計画 19 項 a), b), c), 南南協力 TF)

3-2-2 主要国際機関・ドナーの近年の動向

国際機関としては UNDP, 食糧農業機関 (FAO), 国際労働機関 (ILO), 国連児童基金 (UNICEF), 国連教育科学文化機関 (UNESCO), 国連工業開発機関 (UNIDO), 世界保健機関 (WHO), 国際人口基金 (UNFPA) などが, 国際金融機関としては世界銀行, 米州機構, アジア開発銀行, アフリカ開発銀行などが南南・三角協力を支援している (OECD, 2010)。ドナーの中では日本が最も三角協力の推進役として有名であり (UNDP, 2012), スペイン, ドイツも積極的に実施している。

(1) 国連

国連では, 1978 年, 南南協力・三角協力に関する国際合意の試金石となるブエノスアイレス行動計画が採択されて以来, 隔年の南南協力に関するハイレベル委員会 (HLC) 開催を通じて南南協力の成果の確認と普及が行われてきた。同行動計画では, 「国際機関及び先進諸国は開発途上国間協力に貢献できるような開発途上国に対し財政支援などを与えること」, 「開発途上国間協力を支援するために技術協力に関する政策や手続きを改善すること」など, 南南・三角協力の推進のため 38 項目の具体的措置を勧告している。

2009 年, 国連総会において BAPA がレビューされた。その結果を踏まえ, 南南協力のさらなる推進のため, 次の 3 つの方針が打ち出され, ナイロビ成果文書として採択された。(1) 南南協力は南北協力を代替するものではなく, 補完する支援として位置付けること, (2) 途上国のニーズが最優先されるべきであり, 国連の地域委員会はそれを後押しする触媒機能を果たすべきであること, (3) これらを実現するため, 3 つのプラットフォームを通じて南南協力を支援すること:

(ア) 南南開発アカデミー

開発のための解決策を発見し, ドキュメント化あるいはカタログ化する。開発の好事例を分析し e-library にて共有する。また, 南南協力・三角協力の効果に関する調査研究を支援する。

(イ) 南南開発 Expo

開発の好事例の展示会を開き, 解決策の普及を通してパートナーシップ構築を促進する。「解決策フォーラム」において発表と意見交換も開かれる。参加者は招聘された者に限られる。

(ウ) 南南資産・技術エクステンジ

開発の好事例や技術で普及が期待されるものを交換する。具体的には, 技術の交換や開発プロジェクトへの資金動員などが行われる。

ナイロビ合意での決議を受け, 国連ハイレベル委員会 (HLC) は国連審査チームに委託し, 国連全体における南南・三角協力への取組の実態について調査を実施し, 2011 年 3 月の第 14 回南南協力に関する HLC に合わせて調査報告書を取りまとめた。同報告書は国連システム全体で 30 年前に採択された BAPA で勧告された措置

の進捗について、「遅いが前進している」とまとめた上で、さらなる効果を上げるには国連システム全体の政策枠組みや調整枠組みの改善の必要性を説いた。

報告書では国連が抱える問題として 10 項目を挙げており、主なものとして以下の点がある。

- (ア) 国連システム全体における南南協力と三角協力の共通した定義の欠如
- (イ) 専門機関間の連携窓口の欠如
- (ウ) 南南協力のガバナンスの弱さ
- (エ) すでに存在しているガイドライン³⁰が応用されていない
- (オ) 南南協力への資金不足

この上で 11 項目の改善案を提言しており、主なものに以下の提言がある。

- (ア) 運営上の南南・三角協力の定義をまとめ、国連総会で決議
- (イ) 各専門機関における南南・三角協力に関する方針策定とその実施のための責任者の配置を含む体制整備
- (ウ) 地域委員会(Regional Commissions)³¹が SU/TCDC と連携し地域内および地域間南南協力を推進するための戦略と体制の構築
- (エ) 国連開発援助枠組み(UNDAF)が責任を持ち、実施の手引きの作成を含めカントリー・レベルで南南協力を主流化させるしくみをつくる
- (オ) 各国連機関の予算の 0.5%以上を南南協力に充てる

2012 年 2 月、パン・ギムン事務総長は調査報告書の提案とおり、国連システム全体で南南協力・三角協力への貢献を強化するための方策を基本的に支持することを表明しており、現在国連では提言に沿った改革が進んでいる。

(2) OECD/DAC

南南協力・三角協力に関する議論は 2008 年に OECD 主催により開催された第 3 回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(アクラ HLF)を契機として世界的な高まりを見せた。新興ドナーを含む 125 か国と 30 機関が包括的かつ効果的開発パートナーシップの創立のためアクラ行動計画に合意した。同計画では、南南協力が能力開発のための有効な手段として再確認された。また、同計画において開発経験の共有の重要性が指摘されたことを受け、この推進を担う DAC 南南協力タスクチー

³⁰ The 2003 Revised Guidelines for Review of Policies and Procedures Concerning Technical Cooperation among Developing Countries

³¹ 地域委員会(Regional Commissions): 国連経済社会理事会(Economic and Social Council: ECOSOC)の下部組織で、アジア太平洋、欧州、ラテン・アメリカおよびカリブ海諸国、アフリカ、西アジアの 5 つの地域委員会から成り、地域の経済、社会開発を促進する役割を担う。これらの地域に属するほとんど全ての国がメンバー国として加盟している。

ム(TT-SSC)が結成された。合意では第19項の1)に「南南協力を含め全ての開発アクターがパリ宣言の原則を参考とすることを奨励する」とあるとおり、南南協力にもパリ宣言のような一定のルールを当てはめていこうという動きが見て取れる。これに対してG77加盟国の中には先進国のルールの押し付けだとして警戒する動きもある。

このアクラ行動計画は2011年11月の第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(釜山HLF)において、新興国を含む約160か国、国際機関、そしてNGOの参加の下採択された釜山宣言に引き継がれた。釜山宣言では、パリ宣言、アクラ行動計画でうたわれている「オーナーシップの尊重」「援助の透明性と相互説明責任」「成果重視」などに加え、「幅広いパートナーシップ」をベースに「南南協力・三角協力」「民間セクターの役割」「気候変動基金関係機関との協力」など、幅広い協力の重要性について確認された。釜山ではそれまでの北から南への「援助効果」という議論の枠を超え、「開発効果」というより幅広い概念を取り入れた点が注目される。

(3) G77

2000年4月、ハバナで開催された南サミットにおいて「ハバナ行動計画」が採択されて以降、加盟国は「連帯」を理念に掲げ、南南協力を実施してきている。2012年12月、ニューヨークで開催されたG77大臣級会合では、南側が主導する南南協力の必要性を改めて強調した。また、G77加盟国として南南協力を実施する場合には、BAPAやナイロビ成果文書など国連決議に基づき実施すべきことが宣言された。また、最近国連で進められている南南・三角協力に関する改革を歓迎しており、G77としてもペレス・ゲレロ基金などを通じたさらなる南南協力の推進の方針を示した。

(4) 世界銀行

2008年、世界銀行は南南協力交流信託基金(SEETF)を設立し、途上国の政策立案者や実務家の間でのタイムリーな知識と経験の交換を促進している³²。同基金は低所得国が他の途上国から具体的に学びたいという要望に応えられるよう設計されている。また、世界銀行のマルチ・ドナー信託基金が支援したアフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)が2003年に立ち上げた包括的アフリカ農業開発プログラム(CAADP)はアフリカ開発銀行、地域経済共同体、他のアフリカ諸国と連携して展開しており、援助協調の好事例とされている(2011、国際開発センター)。

(5) アフリカ開発銀行(AfDB)

アフリカ開発銀行は2008年カイロで開催されたアフリカ中進国会議で参加国からアジアやラテン・アメリカ諸国の開発経験の共有を積極的に推進することを求められ、2008年～2012年の中期計画に「地域内および地域間の協力を推進する」ことを掲げ、南南協力を積極的に支援してきている³³。2011年5月、アフリカ開発銀行理事会

³² 世界銀行ウェブサイト(<http://wbi.worldbank.org/sske/sske/donors.>)

³³ アフリカ開発銀行ウェブサイト

はブラジルと共同で南南協力信託基金(SSCTF)を立ち上げた。アフリカの低所得国が南諸国に眠る開発ソリューションを利用できるようにすることを目的とし、主に農業、民間セクター開発、環境、ガバナンス、保健などの分野で政策立案における技術協力、能力開発研修、セミナーなどを実施している。また、アフリカの各国が相互にガバナンスについて評価し合い、経験を共有するアフリカン・ピアレビュー・メカニズム(APRM)を構築している。

(6) アジア開発銀行(ADB)

2012年、アジア開発銀行(ADB)と米州開発銀行(IDB)は「ADB-IDB 合同プログラム」を開始し、開発経験の共有や加盟国間の貿易施設、関税、通信などにおける協調を通してアジアと米州の両地域の南南協力を促進することを決めた。またアジアとラテン・アメリカ諸国における都市化パターンについて研究を行い、両地域の政策立案の担当で共有する研究イニシアティブも開始した³⁴。

これ以前にも、アジア開発銀行は途上国間の地域的ネットワークとして機能してきた。アジア太平洋開発成果管理の実践共同体(APCoP-MfDR)を設立し、政策立案者に対し公共マネジメントの開発成果の管理に関する情報提供を行った。また、大メコン河地域(GMS)経済協力プログラムや中央アジアの地方経済協力(CAREC)プログラムにおいて、対象セクターの経済開発と人材交流に取り組んでいる。

2010年5月にはコロンビアのボゴタにおいてアジア開発銀行は南南協力の援助効果の分析を通じて開発課題の解決策を途上国間で共有するためのワークショップを主催し、その結果は釜山 HLF の議題にフィードバックされた。

(7) 米州開発銀行(IDB)

米州開発銀行は地域間の貿易促進を目的に積極的に南南協力への支援を実施している。その例として、中南米カリブ諸国を対象とした「公債管理プラクティス交換イニシアティブ³⁵」、カリブ諸国を対象に生活習慣病対策の能力向上のためのサーベイランスシステムを構築した「カリブ地域疾病合同監理プロジェクト³⁶」、南米南部共同市場(MERCOSUR)加盟国の移民労働者の社会保障の保護を目的とした「社会保障機関合同データベース構築イニシアティブ³⁷」など、地域内での共通社会基盤の整備と能力強化を南南協力への支援を通して推進している。

(<http://www.afdb.org/en/topics-and-sectors/initiatives-partnerships/south-south-cooperation-trust-fund/>)

³⁴ 米州開発銀行ウェブサイト

(<http://www.iadb.org/en/topics/trade/idb-and-adb-join-forces-to-increase-south-south-cooperation-across-the-pacific,7000.html>)

³⁵ 南南協カタスクチームウェブサイト

(http://www.impactalliance.org/ev_en.php?ID=49410_201&ID2=DO_TOPIC)

³⁶ 南南協カタスクチームウェブサイト

(http://www.impactalliance.org/ev_en.php?ID=49396_201&ID2=DO_TOPIC)

³⁷ 南南協カタスクチームウェブサイト

(http://www.impactalliance.org/ev_en.php?ID=49414_201&ID2=DO_TOPIC)

(8) 米州機構(OAS)

米国と中南米諸国が加盟する米州機構は 2010 年の DAC 南南協力ハイレベル・イベント(ボゴダ宣言)をフォローアップするワークショップを開催するなど、ラテン・アメリカ諸国とカリブ海諸国の南南協力推進のためのプラットフォームとしての役割を果たしている。

(9) 日本以外の主要ドナー

DAC 諸国の中で三角協力を実施している国は 3 分の 2 以上にのぼるが、日本以外に三角協力を特に積極的な国として、米国、ドイツ、スペイン、そしてカナダが挙げられる。このうち、援助政策の中に三角協力を掲げている国は日本とスペインのみである。これら日本以外の 4 か国が特に三角協力を積極的な理由は、各国の事情によるが、伝統的にアフリカ・南米における気候変動やジェンダーなど地域内共通課題に取り組む手段として三角協力を重視してきたドイツとカナダ、旧宗主国としてスペイン語圏との連携の手段として用いてきたスペイン、そして 2010 年に入り国境を越えた気候変動対策として巨額の援助資金を用意し、プレゼンスを増してきた米国、という概観となっている。

米国は、2010 年 9 月、米国初の全政府的な開発戦略となる「グローバル開発に関する大統領政策令(PPD:Presidential Policy Directive on Global Development)を 2010 年 9 月に発表した。PPD が気候変動対策に 2010 年から 2012 年までの期間、300 億ドルの予算を約束したことを国連は三角協力の重要性が増している証左と捉えている³⁸。この他に代表的なプロジェクト例としては、ブラジルと合同で実施したギニア・ビサウの国会能力強化プロジェクト³⁹やサントメ・プリンシペにおけるマラリア予防管理プログラム支援プログラム⁴⁰などが挙げられる。

ドイツはラテン・アメリカ諸国において数多くの三角協力を実施している。中でもブラジルとの 40 年来の技術協力における緊密な関係を活かした三角協力プロジェクトが多い。主に環境、保健、そして教育の分野において、費用分担をしながらの専門家派遣や研修を実施している(JICA, 2012)。

カナダはアフリカとラテン・アメリカ諸国を中心に主に気候変動対策や女性のエンパワメントの分野で数多くの三角協力プロジェクトを実施してきた。援助実施機関であるカナダ国際開発庁(CIDA)の予算のうち 20%が三角協力を充てられている(JICA, 2012)。近年は南アフリカ諸国のガバナンス能力強化のための基金を南アフリカに設置し、技術協力が中心の三角協力としては珍しい例となっている。

³⁸ Review of progress made in implementing the Buenos Aires Plan of Action, the new directions strategy for South-South cooperation and the Nairobi outcome document of the High-level United Nations Conference on South-South Cooperation, pp.12: UNDP ウェブサイト ([http://ssc.undp.org/content/dam/ssc/documents/HLC%202012/SSC%2017%201%20\(E\).pdf](http://ssc.undp.org/content/dam/ssc/documents/HLC%202012/SSC%2017%201%20(E).pdf))

³⁹ Triangular Co-operation: What Do We Know About It?, UNDP, pp.2: (http://api.ning.com/files/TfjJw-4-ff0wycTOTm5ny2fW9ZWqHKIIMQ14oolyjPgWcttV7yf3DdeZZ1rnk*zhdoUETcA5iTH5QOUHlvEv84kfcZ1hK*Q/TriangularCooperationwhatdoweknow11dec09.pdf)

⁴⁰ 同脚注 38 pp.3

スペインの三角協力はスペイン語圏ラテン・アメリカ諸国における技術協力を中心に進められている。EC 諸国の実施する三角協力のマッピングを行い、2010 年の EU 会合のワークショップの資料として提供するなど、EU 諸国の中ではリード的な役割を担っている(JICA, 2012)。

Box. 日・UNDP パートナーシップ基金

日本は人造り基金(2003 年に閉鎖)および日・UNDP パートナーシップ基金を通じて南南協力プロジェクトに対し、1996 年から 2010 年までに 33.3 百万ドルの貢献をしている。人造り基金は 2003 年に WID 基金(途上国の女性支援)と ICT 基金(情報通信技術)と統合され、日・UNDP パートナーシップ基金ができた。基金のガイドラインでは重点分野のひとつに南南協力が挙げられている。基金が統合されてからは 6 件の南南協力案件に拠出された。主なものに以下の事業がある。

2010 年 太平洋—カリブ小島嶼開発途上国による南南協力を通じた気候変動適応と災害リスク管理(420,510ドル)

2010 年 アジアにおける中小企業開発のための南南協力と参加協力(552,120ドル)

2012 年 ブラジル南南協力・三角協力管理能力強化(444,157ドル)

3-2-3 日本の南南協力支援への取組状況

1954 年に日本はコロンボプランに加盟しドナーとして援助を開始した当時、日本は同時に多額の援助を受ける国でもあった⁴¹。この時点で日本は南南協力の第一歩を踏み出し、その後の経緯を経て現在では国際社会に大きなシェアを占める援助供与国となった。1999 年に策定された「旧政府開発援助(O DA)中期政策」の中で、南南協力に対する支援を積極的に推進していくことを政策方針として明らかにしている。日本政府はさらに「2002 年政府開発援助(O DA)白書」の「南南協力支援の推進」として南南協力支援の効果と効率をそのメリットの 1 つとして掲げている。2003 年には「新政府開発援助(O DA)大綱」が閣議決定され、その基本方針として「我が国はアジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みと連携強化を図るとともに複数国にまたがる広域的な協力を支援する」と述べている。

このような方針を受け、JICA の中期計画(2003—2007)では「開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の推進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。」との明記を行った。

⁴¹ 例えば最初の世界銀行からの融資は、コロンボプラン開始の前年(1953年)に行われ、戦後復興の中で欠乏する電力需要を賄うために関西電力の多奈川火力 2 基(75,000KW)、九州電力の苅田火力 1 基(75,000KW)、そして中部電力の四日市火力 1 基(66,000KW)が建設された。日本はその後も世界銀行などから支援された資金や技術をもとに愛知用水、黒部第四水力発電(86,000KW 3 基)、東海道新幹線などを建設しながらも、アジアを中心とする途上国への技術援助を行ってきた。日本はまさにその時代「南南協力」を実施していたのである。

Box. 2002 年版 ODA 白書(抜粋)

(前略)

第 2 章 戦略を持ったわが国 ODA の展開

第 6 節 国際連携の推進

(1) 南南協力の推進

南南協力とは、より開発が進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力のことです。南南協力は主に技術協力の形態をとって行われます。こうした協力は、社会・文化・経済事情や開発段階などが比較的似通った状況にある国々による協力が可能となることから、効果的かつ効率的な協力の実施が可能になるメリットがあります。また地域内での協力の場合、域内の国が協力を行うことで、両国の交流と連帯の強化にも役立ちます。さらに、これまで被援助国であった国が援助国になることにより、協力の主体と幅が広がるという利点もあります。

(後略)

Box. ODA 大綱

2003 年 8 月に改訂された新 ODA 大綱では、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るために、交際協力を積極的に取り組んでいくことが謳われている。日本の ODA の実施にあたっては、多様な主体が強調して援助を行うことが提案されており、その手法として南南協力支援が取り上げられている。大綱の基本方針には、「アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。」と示されており、南南協力支援を日本の ODA の重要な実施方策として位置付けている。

(1) パートナーシップ・プログラム

日本は、特定の三角協力の実施国と共同で周辺の途上国へ協力を行うため、総合的な枠組みを政府間で合意し、枠組み文書の署名を交わすパートナーシップ・プログラム制度を設けている。現在までに 12 か国が同プログラムの枠組み文書に合意している(後述 図表 3-14 参照)。パートナーシップ・プログラムについては第 4 章で分析する。

(2) JICA-ASEAN 地域協力会議(JARCOM)

JICA は南南協力の円滑な実施のために JICA-ASEAN 地域協力会議(JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting: JARCOM)を 2002 年に立ち上げた。JARCOM は、JICA の技術協力の枠組みの下で参加国の間での南南協力を促していくための、ニーズに基づいた事業形成支援メカニズムで、毎年、ニーズとり

ソースの特定およびマッチング、事業の形成・実施・モニタリング・評価のプロセスを円滑に進める上で、重要な役割を果たした。

JARCOMはJICAが主催して南南協力に関する協力体制を形成したもので、新加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム:CLMV)に対して、原加盟国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)が研修を実施したり、専門家を派遣したりする際のニーズとリソースを合致させ、より効果的な協力を行うための取組で、域内の共通課題に関する案件形成とネットワークづくりを行った。JICAは2009年にこれをJ-SEAM⁴²(Japan-Southeast Asian Meeting for South-South Cooperation)という新メカニズムに改め、東南アジアにおける南南案件形成に加え、案件の質の向上、JICAとメンバー国(南南協力担当窓口機関)との間のネットワーク強化・促進のためのプロジェクトを実施してきた。2010年以降、ASEAN各国がJ-SEAM枠組みを離れ南南協力案件を形成する数が増えたため、J-SEAMはその使命を終え、2012年1月からASEAN統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration:IAI)⁴³への支援に切り替わった。IAI支援の一環として、JICAは過去の三角協力のアセットを活用しつつASEAN加盟国間の南南協力を支援している。

ASEANとの協力関係は基本的には日本が援助を行ってきたアジアの国々が成長し、開発協力パートナーとして力を付けてきた背景から、日本が主導権をとってこれらの国々をとりまとめ、世界の三角協力を牽引できる実力を備えている。

JARCOMに代表されるとおり、日本の長年の開発援助の成果として、リソース国を育成し、その次のステップとしてこれらの国々を開発協力パートナーにする、といった正当なステップを踏みながら真面目な援助を行っている。このことがリソース国や受益国から「ニーズにあった中立的な支援をしてくれる」という高評価を受けている理由となっている。

このような正当な発展プロセスに基づいた実直な三角協力の実施こそが他のドナーを先導する日本の三角協力の強みとなっている。

⁴² 現在の加盟国はカンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの9か国

⁴³ ASEAN統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration:IAI): ASEAN域内の格差を是正し(具体的には原加盟6か国と後発CLMV諸国との開発ギャップを是正)、ASEANの地域的競争力を高めることを目的として、2000年11月の第4回ASEAN非公式首脳会議において立ち上げが合意された協力枠組み。同首脳会議で議長を務めたシンガポールのゴー・チョクトン首相より提起され、その場でASEAN首脳の合意を得、議長ステートメントにも盛り込まれた。外務省ウェブサイト(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/iai.html>)

図表 3-14 日本のパートナーシップ・プログラムの締結状況と実績

名称	概要	主要な実績
21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century: JSPP 21	1994年(締結) 1997年(開始) 2001年(JSPP21更新) 2007年(JSPP21再更新) 戦略的カバレッジ: ASEAN諸国	これまで5年間としていた期限を無期限とすることが決められた。シニアボランティアの情報提供、 専門家共同派遣、第三国研修 を中心とし、両国の間で50:50の費用折半が行われてきた。 <代表プロジェクト> ・209コースの研修(例: 交番システム、貿易投資促進、マラッカ海峡における航路標識など)。1994年以降、ASEAN諸国を中心に述べ5,000人以上を受入れ。 ・タンザニア国地方自治研修能力強化計画
日本・タイ・パートナーシップ・プログラム Japan-Thailand Partnership Programme	1994年(開始) 2003年(延長合意) 戦略的カバレッジ: ASEAN、インドシナ諸国	第三国研修 を2000年までに15コース・250人に拡大することを目標と設定。 <代表プロジェクト> ・アセアン工業系高等教育ネットワーク ・アジア太平洋障害者センタープロジェクト ・周辺国経済開発協力機能強化プロジェクト ・アジア太平洋地域15か国における計量標準化
日本・エジプト三角技術協力計画 Japan-Egypt Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	1998年(開始) 戦略的カバレッジ: アフリカ、中東・アラブ諸国	日本、エジプト両国のコストシェアによって、アフリカ向け農業、保健医療分野などの 第三国研修および第三国専門家派遣 を実施。なお、本プログラムの枠外でも、日本と対中東地域三角協力を実施。 <代表プロジェクト> ・「アフリカ向け稲作技術研修」(「稲作技術」「精米処理」) ・「温水域における水産一般」「建設機械訓練」「溶接技術」「感染症対策と病院管理」「畜産技術」「看護管理」「女性と健康」など
日本・チュニジア三角技術協力計画 Japan-Tunisia Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	1999年(開始) 戦略的カバレッジ: アフリカ 仏語圏	第三国研修、第三国専門家の派遣を実施。リプロダクティブ・ヘルス、水産業、環境の分野で仏語圏アフリカへの協力を実施。 <代表プロジェクト> ・「沿岸漁業振興計画」、「リプロダクティブヘルス分野における視聴覚コミュニケーション」 ・「廃棄物処理と環境汚染対策」、「債務管理セミナー」など
日本・チリ・パートナーシップ・プログラム Japan-Chile Partnership Programme: JCPP	1999年(開始) 2003年(評価を実施、更新合意) 戦略的カバレッジ: アフリカのポルトガル語圏、中南米諸国	中南米地域を対象に第三国研修、第三国専門家派遣、国際セミナー、プロジェクト型の案件などを実施。 <代表プロジェクト> ・「身体障害者リハビリテーション・自立支援」「小規模酪農家のための持続的発展を可能とした家畜生産」「二枚貝養殖のための稚貝生産技術」「総合的な流域管理技術」など ・ミニプロジェクト(「コロンビア: 貝類養殖」「ボリビア: 身体障害者リハビリテーション行政支援」「パラグアイ: 県レベル早期療育サービスの向上」)など
日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム The Japan-Brazil Partnership Programme: JBPP	2000年(開始) 戦略的カバレッジ: ポルトガル圏アフリカ諸国	2001年から保健・農業分野で共同研修を開始。優先地域はポルトガル語圏アフリカ諸国(アンゴラ、モザンビークなど)および南米諸国。2007年10月には、日伯共同プロジェクトの第一号案件(本PPで初のアフリカへのブラジル人専門家派遣)が実現。 <代表プロジェクト> ・モザンビーク国ナカラ回廊開発整備関連プロジェクト ・マダガスカル国母子保健サービス改善計画 ・アンゴラ国アンゴラジョシナ・マシエル病院機能強化研修 ・エクアドル国社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト
日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム Partnership Programme for Joint Cooperation between Japan and Argentina: PPJA	2001年(署名) 戦略的カバレッジ: パラグアイ、ボリビア、ペルー	ニーズ確認のため周辺国に対する合同調査を実施し、農業分野を中心に(特に畜産)第三国研修、第三国専門家派遣などを実施。統計、保健分野についても力点を置いている。 <代表プロジェクト> ・(集団研修)「家畜衛生改善のための人材育成」「植物ウイルス病の同定と診断」「人口統計」「水産資源管理評価」「レインジャー育成」 ・パラグアイ国農村地域養殖産産強化プロジェクト
日本・フィリピン・パートナーシップ・プログラム Japan-Philippines Partnership Programme: JPPP	2002年(署名) 戦略的カバレッジ: 広くインドシナ、アフリカ地域をカバーする。	第三国研修、第三国専門家派遣などを実施。毎年の年次委員会によってJPPPの年間実施計画を策定する予定になっているが、フィリピンの財政赤字拡大の中での三角協力の推進は困難な状況下にある。そのため現金での負担から物品などの供出への代替が検討されている。 <代表プロジェクト> ・東チモール国国家開発計画支援 ・ケニア中南部持続的小規模灌漑開発管理計画
日本・モロッコ三角技術協力計画 Japan-Morocco Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	2003年(署名) 戦略的カバレッジ: サハラ・アフリカ諸国(特にフランス語圏)	従来より第三国研修などを実施。モロッコで実施する研修の費用については将来的に日本側が70%、モロッコ側が30%を負担することになっている。 <代表プロジェクト> ・(集団研修)「水産物輸出強化」「零細漁業普及振興」「農業機械改良技術」「上下水道技術」
日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム Japan-Mexico Partnership Programme: JMPP	2003年(署名) 戦略的カバレッジ: 中南米諸国をはじめとする第三国	従来より 第三国研修、第三国専門家派遣 を実施。 <代表プロジェクト> ・(集団研修)「応用ロボト工学」「環境保全型排水処理と再利用」「固形有害廃棄物の適正管理」「非破壊検査国際コース」 ・ニカラグア国生物防除技術支援 ・エルサルバドル国耐震普及住宅の建築普及技術改善
日本・インドネシア・パートナーシップ・プログラム Japan-Indonesia Partnership Programme: JIPP	2003年(署名) 戦略的カバレッジ: アフリカ、ASEAN、南西太平洋諸国	従来より 第三国集団研修、第三国専門家派遣 を実施。 <代表プロジェクト> ・(集団研修)「ローコストハウジング」「貧困削減のための能力開発」「地方分権における母子保健向上のための地域保健計画」 ・マダガスカル国コメ増産支援
日本・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム Japan-Jordan Partnership Programme: JJPP	2004年(署名) 戦略的カバレッジ: アラブ諸国	従来より第三国研修など(2008年段階で第三国専門家派遣の実績はなし)を実施。 <代表プロジェクト> ・(第三国研修)イラク向け「農業農村復興人材育成」「電力分野における組織制度改善人材能力向上」、パレスチナ向け「消防・救急技術」「水資源管理」「食品安全管理・検査能力向上」、イエメン向け「電力分野」

出所) 評価チーム

3-3 三角協力の運用と手続き

3-3-1 運用と手続きの概要

三角協力の案件形成および実施は JICA によって行われている。日本の ODA での三角協力は基本的には JICA の所轄であり、JICA のみが三角協力に関する知識のスキルの源泉となっている。すなわち、三角協力に関する案件形成の大半が JICA 本部、および現地事務所で行われている。

これは三角協力自体が 1) リソース国の人的資源、技術資源と受益国のニーズのマッチング事業であり、2) このマッチングにはリソース国と受益国に関する「適時的な情報」と、その情報に基づいた「絶妙なタイミング」が必要となるためである。そのため、リソース国、実施国に人材を置く JICA 以外の主体がこれを実施することは基本的には困難である。

三角協力の最初のステップである案件の形成は、JICA 内部での情報流通に大きく依存する。JICA 職員へのヒアリングによると、2008 年の新 JICA 発足に伴って打ち出された「現場主義」の考え方が進むにつれて、JICA の現地事務所への権限移譲と人員配置の強化がなされるようになり、三角協力の案件も形成しやすくなってきたという。リソース国、受益国の現場にいる職員が適時的なニーズ、リソースに関する情報を提供しあう場を多く持つことによって、案件形成の機会が増加する。

三角協力の援助受入れ国とそのリソース提供国の組合せは、単純には受益国のニーズと実施国のリソースの組合せではあるが、このマッチングが成功するためには、言語、文化、宗教、歴史など、様々な要素がその時々において持つプロジェクトとの適合性が重要である。そのため、リソース国、受益国に駐在する JICA 職員がニーズとリソースに関するアイデアを持ち寄り、様々な機会を通じてそれらをマッチングすることが案件形成の第一歩である。

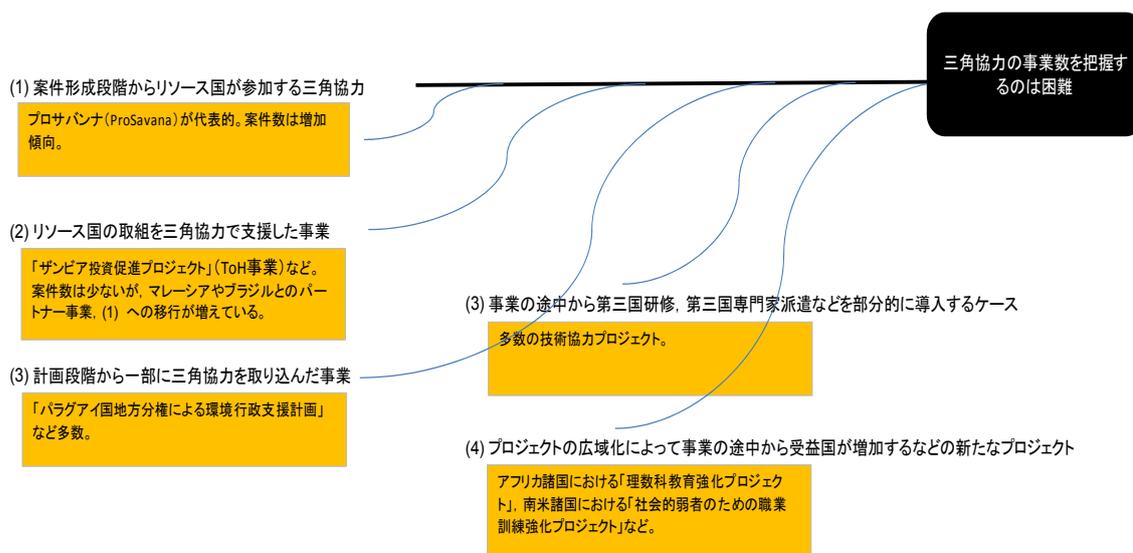
現在までのところ、リソース国の政府組織が案件形成段階から日本と対等なパートナーとして参画する例は少ない。大半の三角協力は、リソース国に駐在する JICA 職員が、国内の優秀な専門家や研修リソースに着目し、これを他の途上国で活用するケースである。この場合、案件形成の段階においてリソース国の政府レベルの関与は少ない。すなわち、第三国研修や第三国専門家のリソースが限定的な組織から一本釣りされるため、リソース国の中央政府は監督責任が生じるケースがありつつも、事業全体に国レベルで直接関与することは少ない。一方で、JICA にとっては、この関係性が三角協力に関する迅速なネットワークを確保できる一因ともなっている。通例の三角協力ではこのケースが一般的である。

3-3-2 実施プロセス

三角協力にかかる実績や動向を把握するのが困難にしている理由の1つがその形成のプロセスにある。案件形成の段階から「第三国研修」「第三国専門家」として「三角協力」の看板を掲げて行う協力がある一方、通常の技術協力プロジェクトや専門

家派遣を実施する中で、活動計画の一環として投入要素を第三国への研修に振り分けるなどの取組もある。また事業実施の過程で第三国に協力を依頼し、これが三角協力の特徴を持つ案件となるケースもあり、どこまでの範囲を「三角協力」と呼ぶかが難しいという背景がある。

図表 3-15 多様な三角協力の形成プロセス



出所)聞き取り調査を基に評価チーム作成

三角協力には様々な形態があり、その形態も常に多様化の方向に向かっている。そのためその実施プロセスも厳密には様々なオプションがある。以下はその中でも代表的な支援形態について、三角協力を立案するJICAの在外関係者のニーズ別に分類したものである。

図表 3-16 「南南協力支援関連活動」の活動形態別分類

JICA在外関係者のニーズ	実施主体(日本から/本部主導、在外主導)	手法(どの事業費、事業スキームで対応できるか)	留意点
1.南南協力の案件形成調査の支援、あるいは実施	日本から派遣(本部主導)	プロ形調査実施、援助調整(国課題費)/開発計画専門家(技プロ)・企画調査員派遣(国課題費)	それぞれの国課題費スキーム全体計画についてJICA本部に送付・経費申請。 JICA内部規定に準拠
	在外主導	国課題費:在外プロ形調査実施、派遣中企画調査員の現地業務費を活用した調査、在外専門調整員による調査 技プロ費:技プロ・個別専門家の一般現地活動費による他国の同種技プロや援助機関などの調査実施、ニーズ・リソース確認	
2.南南協力実施国の能力強化を計る(ドナー化支援)	日本で人材受入れ・日本から派遣(本部主導)	南南協力実施体制強化支援技プロ実施、援助調整/開発計画専門家派遣(技プロ費)・企画調査員派遣(国課題費)、個別研修実施(研受)	JICA内部規定に準拠、援助効率促進事業も同様。 JICA内部規定に準拠
	在外主導	国課題費:派遣中企画調査員の現地業務費を活用した現地セミナー実施、他国で実施する南南協力支援案件サイト訪問・意見交換実施 技プロ費:実施中/派遣中技プロ・個別専門家の一般現地活動費による現地セミナー実施、他国で実施する南南協力支援案件サイト訪問・意見交換実施	
3.域内の途上国人材を参集させ、互いの経験・知見を共有し、具体的な域内協力の可能性を探る機会を作る	日本で実施・人材受入れ(本部主導)	国際協力事業紹介セミナー、その他複数国対象個別研修の実施、技術移転国際会議の開催(国課題費)	JICA内部規定により、本部に送付・経費申請する。 JICA内部規定に準拠
	在外主導	国課題費:プロジェクト形成調査(旧特定分野域内ワークショップ)、派遣中企画調査員現地業務費を活用したセミナー実施、プロ形調査の一環としてのセミナー開催(現地調査費) 技プロ費:技プロ・個別専門家の現地活動費によるセミナー・ワークショップ実施、関連する技プロ・個別案件の調査員派遣に合わせた現地ワークショップ開催(現地調査費活用)	
4.他の途上国の人材を調査、技術指導、セミナー講師として招聘	本部主導	(特になし)	第三国専門家:技術協力要望調査プロセスにより、専門家受入れ国政府からの派遣要望を外交ルートで取り付ける。また他の技術協力案件と同様、外務省による案件採択および外交ルートによる受入れ確認取り付けが必要。 現地業務費:実施中の技プロや派遣中専門家の活動に関連付け、他国人材(日本人材以外)を招聘する。 広域協力支援費:実施中の技プロや派遣中専門家の活動に特に関連付けず、他国人材(日本人材以外)を招聘する。 その他:近隣国人材のコンサルタントとしての活用・契約手続は、調査実施国内でローカルコンサルタントを雇用する際と同様。
	在外主導	技プロ費:第三国専門家スキーム活用、技プロ・個別専門家の一般現地活動費・現地適用化事業費、広域協力支援費による第三国からの人材招聘、在外基礎調査や研究支援費活動を実施するコンサルタントとして近隣国人材を登用・契約 国課題費:派遣中企画調査員の現地業務費を活用した第三国からの講師招聘、プロジェクト形成調査の一環としての講師招聘、在外専門調整員として近隣国人材を登用・契約	
5.途上国人材を他途上国の機関で育成(技術・知識移転)、または他途上国の国際会議などへの参加	本部主導	(特になし)	第三国研修:技術協力要望調査プロセスにより、研修実施国からの実施要望を外交ルートで取り付ける。他の技術協力案件と同様、外務省の案件採択、外交ルートでの受入れ確認取り付けが必要。 現地業務費:技プロ実施国や専門家任国における技術協力活動の補完の目的で実施。受入れ、会議参加などにより、技術ノウハウ・情報の交換が行われる場合も含む。国・課題別事業計画関係費であってもこれに準ずる。
	在外主導	技プロ費:第三国研修、スキーム活用、技プロ・個別専門家の一般現地活動費による他国の同種技プロサイト・人材育成機関などでの途上国人材受入れ、国際会議などへの参加 国課題費:派遣中企画調査員の現地業務費による他国の同種技プロ・人材育成機関などでの人材受入れ、国際会議などへの参加	
6.日本の人材を複数の途上国が参加し実施する国際会議・セミナーなどの講師として招聘する	日本から派遣(本部主導)	技プロ費:短期専門家派遣、在外研修講師派遣、実施中・派遣中の技プロ・専門家に関連する調査団員として派遣。 国課題費:プロ形の調査団員、ワークショップの本部出席者(出張者)として派遣。	現地業務費:民間団体、公益団体および住民組織、大学その他研究機関、コンサルタントおよびその他民間企業に対して委託。(個別)現地適用化活動費(旅費・交通費)にて、セミナーなどの講師を海外から招聘するための旅費を支出。滞在期間は1週間以内。 一般現地活動費:実施中の技プロや派遣中専門家の活動に関連付け、他国に派遣中の日本人材を招聘。 現地業務費:実施中の技プロや派遣中専門家の活動に特に関連付けず、他国に派遣する日本人材を招聘。
	在外主導	技プロ費:技プロ・個別専門家の現地業務費による他国に派遣中の日本人材(専門家など)の招聘 国課題費:企画調査員の現地業務費、特定テーマ域内ワークショップ開催費を活用した他国派遣中の日本人材(専門家など)の招聘	

注) 「技プロ費」=技術協力プロジェクト経費、「国課題費」=国・課題別計画策定経費、「研受」=研修員受入れに必要な経費を指す。

出所) JICA 課題別指針(南南協力), 2005年

同じニーズであってもこれを実現するために複数のプロセスがある。このプロセスは現段階では三角協力の内容が多様化するに伴いさらに分化しつつあり、定型化することはほぼ困難である。

Box. 第三国研修の運営プロセス

第三国研修は、基本的にはプロジェクトと同様、協議議事録(R/D)の締結により毎年度1回継続的に研修を実施するものである。かつては1開催が6週間程度で5年間継続して実施することが一般的であったが、現在ではその運用が柔軟に行われている。その運営は、R/Dに基づいて実施国が主体的に行い、日本側が講師としての短期専門家の派遣や、実施経費の負担などにより協力するという形態が一般的である。

第三国研修運営の具体的内容は、リソース国(実施国)の実施機関が企画立案から研修予算の策定・申請、プログラムの作成、実施国内講師の手配、日本側講師の派遣要請、研修生の招待、研修の実施・運営、研修報告などの事務手続きなど一切を行うものである。しかし、その舞台が海外にあるため、JICA 関係各部、外務省および関係省庁などの国内支援体制に加え、JICA 在外事務所、在外公館など、実施国における日本側の協力体制が不可欠である。

研修実施にかかるリソース国側と日本側の業務・経費負担は次のとおりである(本件についても運用は柔軟的である)。

(1) リソース国側の負担

- 1) 研修施設、機材
- 2) 研修カリキュラムの作成
- 3) 講師、コーディネーターの手配
- 4) 募集要項(GI)の作成、送付
- 5) 研修生選考など日本側が分担しない経費

(2) 日本側の負担

- 1) 短期専門家の派遣
- 2) 研修カリキュラム、GI 作成や研修生選考に対するアドバイス
- 3) 研修生の受入れ経費(航空賃、滞在費など)
- 4) 研修経費(外部講師謝礼、現地傭人費、交通費、消耗品購入費、会議費など)
(実施経費は集団研修実施機関が受託管理のうえ、終了後清算する)

一方、ある分野で派遣されている専門家の任国機関の職員を研修生として第三国研修に参加させるには、専門家の任国が R/D に取り付けてある被割当国(被招待国)になっていることが条件となる。

リソース国は実施計画策定後、被割当国に研修参加の応募・招待状を送付し、その

参加申込み状況により、全体枠の調整をして受入れを決定する。

任国が被割当国になっているか否かは、任国の JICA 事務所を通じて実施国の JICA 事務所に問い合わせるか、任国機関から実施国の機関に問い合わせる必要がある。

3-3-3 スキーム改善の取組

三角協力は、適時的に実施されている第三者による個別評価やスキーム評価の結果に基づいて、スキーム運営上の微修正が継続的に実施されている。外務省や JICA が実施した三角協力に関する過去の評価レポート(図表 3-25)を振り返ってみると、そのスキーム全体に関しておおむね以下の課題が指摘されている。

1. 「ニーズ重視」の視点の弱さ⁴⁴
2. 課題解決型アプローチの弱さ
3. 三角協力におけるリソース国、受益国のオーナーシップの不足⁴⁵
4. 評価の重要性の認識不足⁴⁶

これらの課題克服のために提案されてきたものは以下のとおりである。これらは、一朝一夕に解決される課題ではなく、また地域やプロジェクトによっても程度がことなるため、三角協力の運営者である JICA が時間をかけて対応を行っている。

図表 3-17 三角協力における主な課題と対応策としての提案事項

課題	提案	具体案
1. 「ニーズ重視」の視点の弱さ	これらの視点に立った要望調査やニーズとオファーのマッチング・メカニズムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 案件選定基準の明確化 ● PDM 手法の導入
2. 課題解決型アプローチの弱さ		<ul style="list-style-type: none"> ● 現場の案件管理能力の強化 ● 既存の能力のデータベース構築 ● 公開入札制度の導入 ● 専門家候補者へのノウハウ移転 ● 他の三角協力実施国との連携
3. 三角協力におけるリソース国、受益国のオーナーシップの不足	オーナーシップの高揚(リソース国) ドナー・ノウハウの共有(日本) 触媒としての役割(日本)	リソース国の費用分担、共同体制形成

⁴⁴ 「日本・チリパートナーシップ・プログラム」の事例

⁴⁵ 特定テーマ評価「南南協力」(2006)に掲載された第三者意見より

⁴⁶ South-South and Triangular Cooperation in the United Nations System (2011) の指摘事項

課題	提案	具体案
4. 評価の重要性の認識不足	リソース国がモニタリングおよび評価手法を習得し、客観的な評価結果を開示する。	リソース国、受益国が評価デザインの段階から参加できる枠組みの形成

出所)各種報告書から評価チーム作成

図表 3-17 で示した具体案への取組が進んでいるが、その原動力となっているのは JICA 全体としての現地のニーズに沿った体制作りが行われていることである。例えば第 6 章でケーススタディとして取り上げるザンビア投資促進プロジェクト(ToH)が三角協力案件として誕生した背景には、マレーシア事務所がその存在意義として三角協力を推進する方針を打ち出し、JICA 本部がその方針を認め、積極的な案件発掘を行える体制が整っていた経緯がある。このように、受益国のニーズやリソース国のウォンツに沿って、事務所の方向性を形作り、また作り変えることのできた JICA の姿勢は、個別課題の解決への推進力となっていると考えられる。

個別の課題であった 1.「ニーズ重視」の視点の弱さと 2.課題解決型アプローチの弱さについて、各地域で主に以下のような改善への取組がなされている。

図表 3-18 課題への取組例

取組主体	取組例
JICA 中南米部	テレビ・インターネット会議、公電や日々のメールでのやり取りを通じた定期的な「要望聴取」の取組。通常の要望調査の前段階に行われ、案件形成のための情報交換が行われる。
ASEAN 各国の JICA 事務所	ASEAN 統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration : IAI)事務局への南南協力案件形成の支援と JICA 事務所間の情報交換。
JICA マレーシア事務所	マレーシア政府機関担当者と共同でアフリカ諸国へニーズに適合する案件形成のための現地調査

出所)評価チーム

またリソース国、受益国の第三国研修のオーナーシップを高めるため、マレーシアで実施される集合研修では参加者の資質を募集段階からアナウンスする、参加者・主催者共同の同窓会を組織化するようマレーシア側に助言している⁴⁷。

一方、個別案件の手続きや運営の効率性の向上については、JICA が日常的に取り組んでいる。内部運営の効率化、時間の短縮を図るため、運営主体である JICA は例えば、テレビ会議による案件形成会議、内部情報の企画部への一元化の促進などを実施している。

⁴⁷ 「課題解決型アプローチの弱さ」「評価の重要性の認識不足」の課題についてはマレーシアでは該当しないとされる。

さらに JICA は、平成 24 年度事業運営計画で三角協力取組方針(仮称)を策定することとしており、この方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制の構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努めることとしている。

3-4 三角協力の近年の実績と動向

先に見たとおり、三角協力の主要な構成要素は第三国研修と第三国専門家派遣である。以下はそれぞれの実績である。

Box. 第三国研修と第三国専門家派遣

(1) 第三国研修

第三国研修には、集団・個別の二つの形態がある。第三国集団研修は、当該分野に関係する他の開発途上国(複数国)の人材を一堂に集め研修を実施するもの、第三国個別研修は、主として他の開発途上国で実施している JICA の技術協力プロジェクトや個別派遣専門家のカウンターパート(1 か国のみ)を対象として実施するものである。2011 年度は年度をまたいだ継続分も含めて、参加者の総数は計 3,780 人にのぼった。

第三国研修が最も盛んなのは、ASEAN を擁する東南アジア地域および中南米地域である。近年ではアフリカ地域からの研修員数が増加し、2011 年度は全体の 34%を占めている。(図表 3-22)

1981 年度には4分野のみの実施であったが、研修の案件数とともに多様性も増し、9 分野の研修が実施された。2011 年度で最も占める割合が高いのは農林水産の 23%、次に計画・行政の 19%である。以下、公共・公益事業 17%、保健・医療 12%、人的資源 11%と続く。(図表 3-24)

(2) 第三国専門家派遣

第三国専門家は 1994 年度に導入され、1995 年 3 月には派遣が開始された。その派遣数は、2000 年度をピークに次第に減少していたが、2011 年度には新規・継続合わせて 105 人となった。(図表 3-21)

地域別の内訳を見ると、アジア地域の割合が低くなり、北米・中南米地域・アフリカ地域の割合が次第に高くなっている。2011 年度には、72%を北米・中南米地域、23%をアフリカ地域、5%をアジア地域が占めている。(図表 3-23)

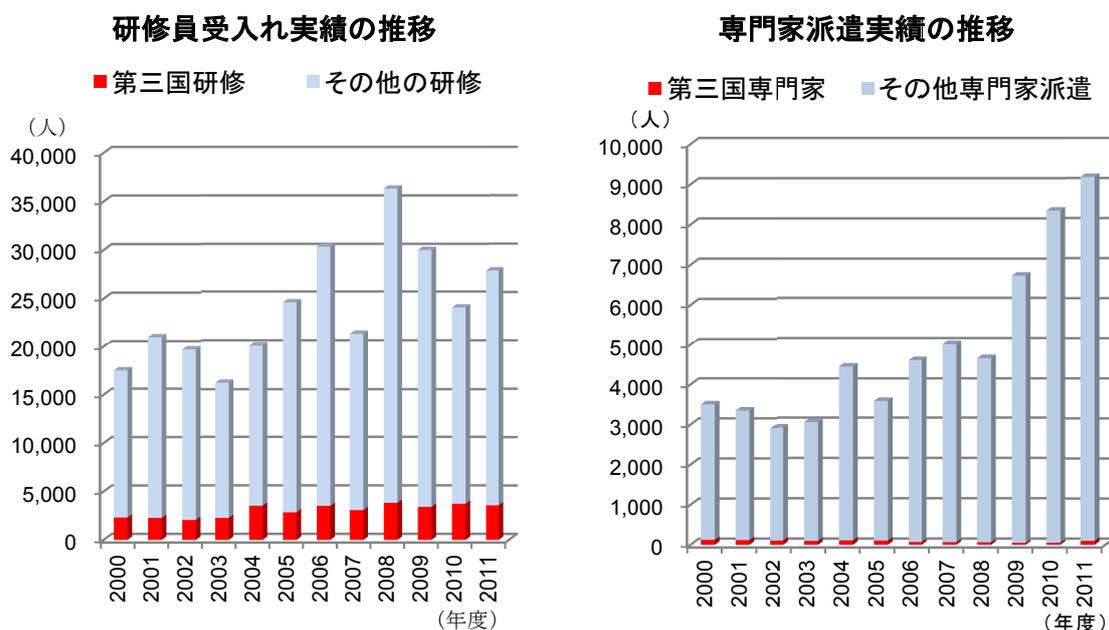
また分野別には、1996 年度以降農林水産の割合が高くなっている。2011 年度では農林水産の割合が最も多く 47%、次いで計画・行政 24%、保健・医療が 20%となっている。(図表 3-25)

第三国研修の全受入れ人数に占める割合については、1995 年度の 14.8%から 2011 年度の 12.9%とほぼ変わりがない(図表 3-19)。一方で、本邦研修は、81.2%

(1995 年度)から 46.6%(2010 年度)⁴⁸へと大幅に低下しており、第二国研修(現地国内研修)は、4.0%(1995 年度)から 37.8%(2010 年度)へと大幅に増加している。本邦研修に比べて第二国研修はコストが削減でき効率的であるというのが、増加傾向の要因ではないかと推測される。

一方第三国専門家派遣は 2011 年度で 105 人(2010 年度の繰り越しを含む)の派遣実績がある。最近 10 年は専門家派遣数が年々増加しているのに対し、第三国専門家の派遣数は増加傾向はみられない。

図表 3-19 研修および専門家派遣に占める三角協力の実績

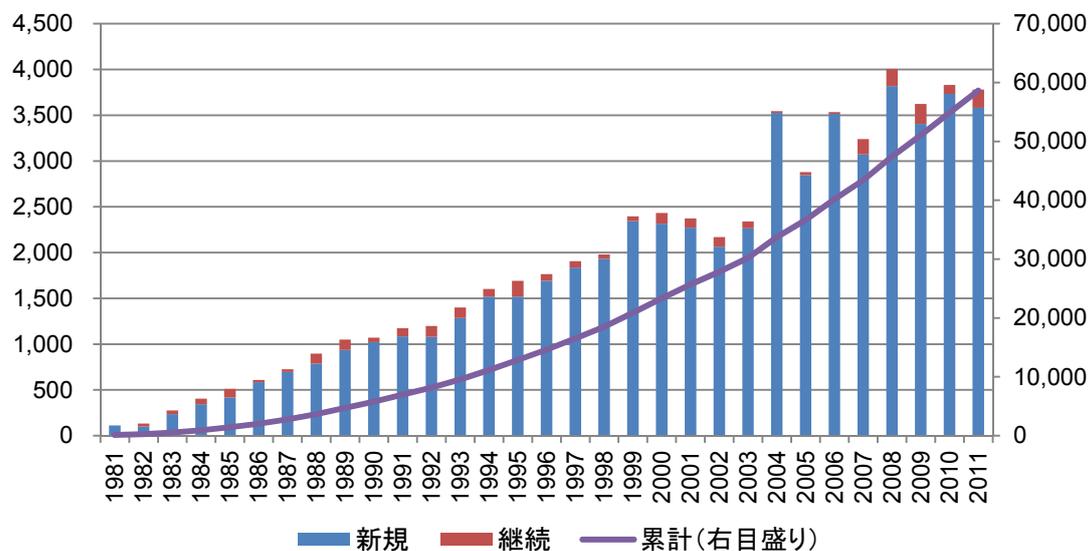


出所) (双方とも) JICA 統計より評価チーム作成

JICA はこの理由について、特別な理由があるわけではないとしているが、特に専門家の場合どうしても日本の顔を見せるために日本人を選定する意向が高くなること、特定の第三国人材を特命で多年度にわたって調達するためには、JICA 内部でもかなりの理由づけと手続きが必要になることなどから第三国専門家派遣の案件形成が消極的になっていることも影響しているものと考えられる。

⁴⁸ 本邦研修員と第二国研修(現地国内研修)の受入れ数については 2010 年度の数値が入手できる最新のデータである。

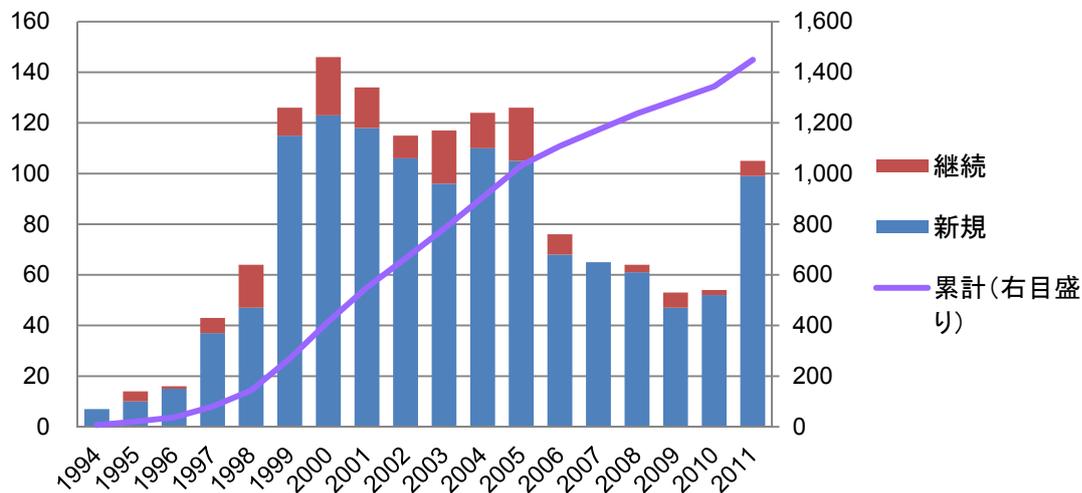
図表 3-20 第三国研修員の派遣実績の推移(人)



出所) JICA ウェブサイト

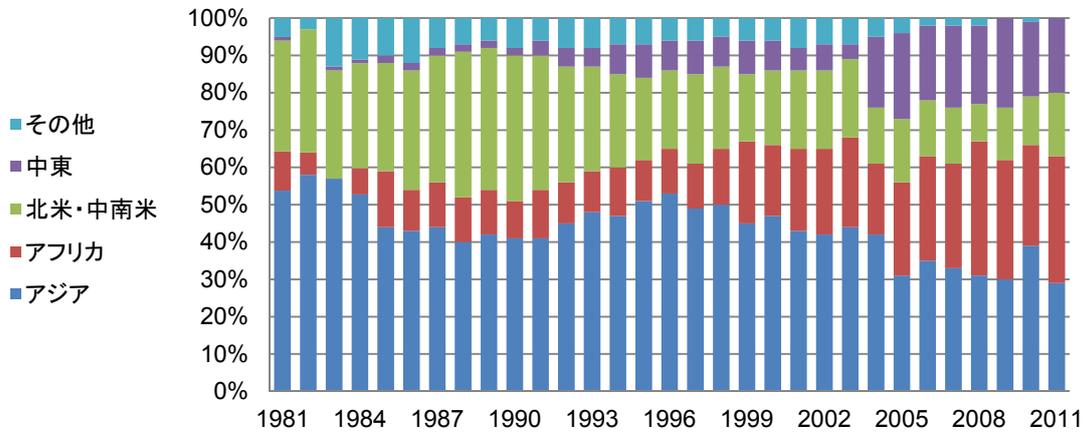
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject2101.nsf/VIEWALL/a7c696c133a3e9ef492575580033478a?OpenDocument>)

図表 3-21 第三国専門家の派遣実績の推移(人)



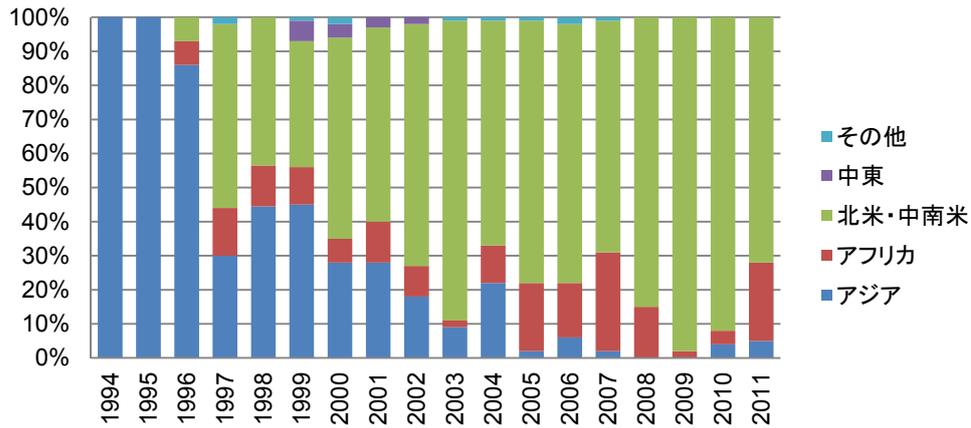
出所) 同上

図表 3-22 第三国研修受益地域別割合の推移(新規分・受益国ベース)



出所) 同上

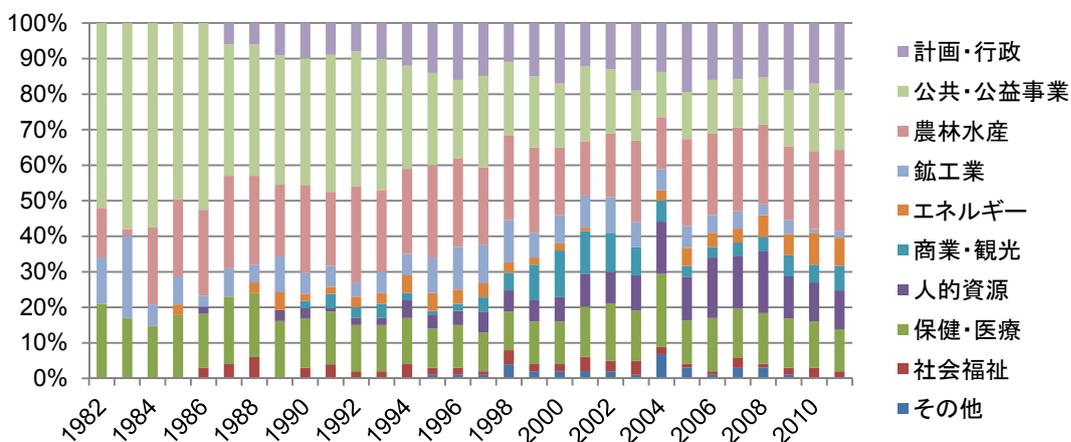
図表 3-23 第三国専門家の地域別割合の推移(新規分・受益国ベース)



注) 第三国専門家の人数を受入れ地域別に集計し、割合を計算。年度をまたいだ「継続」派遣を含まず。

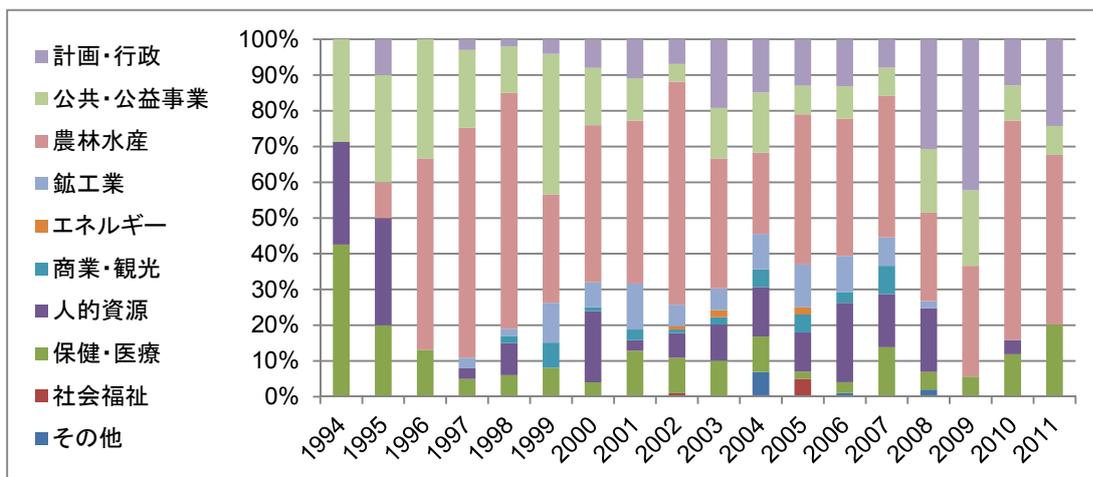
出所) 同上

図表 3-24 第三国研修員の分野別割合の推移



注) 年度をまたいだ「継続」派遣を含まず。
出所) 同上

図表 3-25 第三国専門家の分野別割合の推移



出所) 同上

JICA が三角協力の好事例とみなす事業についても、例えばリソース国としてイラン、ケニア、中国など、パートナーシップ・プログラム締結外の国が登場する⁴⁹。

近年の日本のパートナーについては、(ア)JICA のプロジェクトにより国内の機関が成長した結果、多くの周辺国から研修員/留学生受入が増加し、周辺国で実施するセミナーなども大規模化の傾向がみられる(タイ)、(イ)例えば対エチオピアの農業開

⁴⁹ JICA が外務省あて提出した「南南協力」にかかる優良案件リスト(2012年4月16日)によると、全体の123事業に係るリソース国数は、アルゼンチン(5, 対中南米諸国)、ブラジル(5, 対モザンビーク、アンゴラ、ホンジュラス)、タイ(5, LMVC やアジア大洋州 15~30 か国の広域)、インドネシア(10, 対東チモール、パレスチナ、アフガンなど多様)、フィリピン(6, 対ケニア、サブサハラ・アフリカ諸国、稲作)、モロッコ(5, 対仏語圏アフリカ)、エジプト(5, 対サブサハラ・アフリカ諸国)、イラン(4, 対アフガン、ほとんど研修スキーム)となっていた。件数は JICA 提供。この案件数については短期の研修受入れも 1 件としてカウントされている。

発(灌漑)の場合では、国内の先行事例を受益国でのプロジェクト促進のために活用した(中国)、(ウ)有名な SMASSE (Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education) 中等理数科教育強化プロジェクトを発端として、日本の援助のアフリカ域内での面的展開がみられる(ケニア)、(エ)同じ地域ではなく同じ「宗教」の切り口で、日本が直接的には援助するのが難しいパレスチナへの協力がなされた(インドネシア)、といったドナー化支援の成果もみられるようになった。また、(エ)のように日本が直接入れない国での日本の(援助の)広報(Visibility)の向上に役立ったケースも増加してきている。

日本の三角協力における実績は世界のドナーにも高く評価され、その手法が模倣されてきた。例えば教育協力の分野でも、途上国同士が対等に交流できる機会作りとしての日本の役割は高く評価され、こうした手法をいち早く採用した国立教育研究所の英文名から「NIER 方式」とも呼ばれてきた。この手法は UNESCO が主催する APEID (The Asia and Pacific Programme of Educational Innovation for Development) やユネスコ・アジア文化センターの諸活動に引き継がれていった⁵⁰。APEID の事業形態においても「NIER 方式」がひとつのモデルとなり、さらに他の地域協力事業にも引き継がれていったと言われている⁵¹。

⁵⁰ 「国際教育協力再考」(永田佳之, 2000), 広島大学国際協力研究センター『国際教育協力論集』第3巻第2号(pp.63-77)

⁵¹ UNESCO(1998) "Impact Education (Category III Education) of the Regional Networks of Educational Innovation for Development" pp.3-4

図表 3-26 三角協力に関するこれまでの検討・評価の経緯

年次	実施者	評価調査名	内容要約															
2003	外務省	南南協力支援評価調査	1994年から2001年までにJICA事業を通じて実施されたi) 第三国研修, ii) 第三国専門家派遣, iii) カンボジア, メキシコ, AICADへの支援, また外務省が所轄するiv) パートナーシップ・プログラム, v) 人づくり基金(UNDP), vi) 国際会議などの開催, をその評価対象とした。政策的妥当性, プロセスの適切性, 効果の検証についてほぼ十分であるとし, 国が将来の方向性として保持していた, パートナーシップ・プログラムの拡大や南南協力支援会合の定期的な開催による日本のプレゼンスの拡大, などに対しての現状肯定の評価を行った。															
2005	JICA	課題別指針(南南協力)	南南協力支援を, (1) 開発途上国の人材および資源の活用, (2) 日本の協力成果の普及発展, (3) ドナー間連携, (4) 途上国間技術協力への支援, (5) ドナー化支援の5つに整理し, その意義を「最終受益国支援のために日本側のイニシアティブを発揮しながら, コスト削減や適正リソースの活用を図る, あるいは, 他の途上国との連携をプレイアアップできるなどのメリットがある」としている。															
2006	JICA	外部機関による特定テーマ評価「南南協力」	<p>南南協力実施国, 受益国, 日本の3者間の南南協力, 南南協力支援をアジア, 中南米, アフリカの3地域を中心に整理し, 協力の結果として当該国の開発への貢献・効果を分析した。これに基づき, JICAの南南協力支援における計画・実施・戦略・制度面の提言を取りまとめた。</p> <table border="1"> <caption>表 成果をもたらした促進要因と阻害要因</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>促進要因</th> <th>阻害要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三国集団研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 受益機関の認識の強さと研修目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け 関係機関のコミットメント </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実施機関と研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ 研修員派遣機関の受動的な対応 研修員の計画的派遣の難しさ 研修ニーズのミスマッチング 研修員のレベルのアンバランス 受益国JICA事務所の関与, 主体性を発揮する難しさ </td> </tr> <tr> <td>技術協力プロジェクト ・契約ベースによる第三国研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 受益機関による計画的な研修の実施 現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 契約ベースにすることによるビジネスとしての対応 受益機関と実施機関のコミュニケーション 技術協力プロジェクトの一要素としての研修の位置付けの明確さ 受益国JICA事務所の支援 柔軟な実施機関の選定(類似語の重視など) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業の位置付けの不明確さ 国際約束などの位置付けの難しさ </td> </tr> <tr> <td>技術協力プロジェクト ・第三国専門家の活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の協力に対する意思 類似言語の重視 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 派遣先の制度による難しさ(期間, 処遇など) </td> </tr> <tr> <td>JARCOM 形成第三国研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 多数の関係者の存在と調整の難しさ </td> </tr> </tbody> </table> <p>出所) 外部機関による評価特定テーマ評価「南南協力」報告書(2006)</p> <p>主要な提案事項は, i) 受益国関係機関における南南協力支援の位置付けの明確化, ii) 教育機関との連携強化, iii) 実施機関と受益機関における南南協力の成果の共有化, など9項目に及んだ。</p>		促進要因	阻害要因	第三国集団研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 受益機関の認識の強さと研修目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け 関係機関のコミットメント 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関と研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ 研修員派遣機関の受動的な対応 研修員の計画的派遣の難しさ 研修ニーズのミスマッチング 研修員のレベルのアンバランス 受益国JICA事務所の関与, 主体性を発揮する難しさ 	技術協力プロジェクト ・契約ベースによる第三国研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 受益機関による計画的な研修の実施 現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 契約ベースにすることによるビジネスとしての対応 受益機関と実施機関のコミュニケーション 技術協力プロジェクトの一要素としての研修の位置付けの明確さ 受益国JICA事務所の支援 柔軟な実施機関の選定(類似語の重視など) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の位置付けの不明確さ 国際約束などの位置付けの難しさ 	技術協力プロジェクト ・第三国専門家の活用	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の協力に対する意思 類似言語の重視 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の制度による難しさ(期間, 処遇など) 	JARCOM 形成第三国研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の関係者の存在と調整の難しさ
	促進要因	阻害要因																
第三国集団研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 受益機関の認識の強さと研修目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け 関係機関のコミットメント 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関と研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ 研修員派遣機関の受動的な対応 研修員の計画的派遣の難しさ 研修ニーズのミスマッチング 研修員のレベルのアンバランス 受益国JICA事務所の関与, 主体性を発揮する難しさ 																
技術協力プロジェクト ・契約ベースによる第三国研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 受益機関による計画的な研修の実施 現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 契約ベースにすることによるビジネスとしての対応 受益機関と実施機関のコミュニケーション 技術協力プロジェクトの一要素としての研修の位置付けの明確さ 受益国JICA事務所の支援 柔軟な実施機関の選定(類似語の重視など) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の位置付けの不明確さ 国際約束などの位置付けの難しさ 																
技術協力プロジェクト ・第三国専門家の活用	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 実施機関の日本の援助に対する経験と知識 実施機関の協力に対する意思 類似言語の重視 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の制度による難しさ(期間, 処遇など) 																
JARCOM 形成第三国研修	<ul style="list-style-type: none"> 指導的教育機関としての実施機関の存在 関係機関のコミットメント 関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の関係者の存在と調整の難しさ 																
2009	文部科学省	二国間協力と南南協力による留学支援事業の比較評価研究	<p>域内留学事業の主要なターゲットである, ASEAN域内の主要な高など教育機関の教員を対象として, 帰国留学生および留学生の派遣元であり所属先である各大学に対するアンケート調査とヒアリング調査から, 南南協力支援である域内留学事業と二国間協力による先進国への留学事業を対象にその効果を比較検証し, 南南協力支援の比較優位性を具体的に明らかにしようとした。</p> <p>結論として, 二国間協力と南南協力による留学支援事業について, 派遣された留学生の能力向上に関しては有意な差は観察できなかった。一方で二国間留学事業においては, ODAの目的を超えたところで, 受入れ国側大学の国際競争力の強化や活力ある社会の実現といった副次的な効果が期待され, これは南南協力支援からは得られない重要な効果として残る。費用の観点からは, 域内留学は先進国への留学に比べ格段にかかる費用が安いことから, 特に圧倒的に高度人材が不足する途上国を支援する方策としては有効性が高い。</p>															
2010	JICA	中南米・カリブ地域における三角協力の開発インパクトレビュー調査報告書	中南米地域において, 日本とパートナーシップ締結国が実施した第三国研修, 第三国専門家派遣, そして共同プロジェクトを対象としたレビュー。本調査ではパートナーシップ締結国がリソース国となったプロジェクトのみがレビューされた。二国間協力とのコスト比較がされている。															
2011	外務省	「アジア地域振興ドナーの南南・三角協力支援の現状と今後の方向性」調査	ASEAN10か国の内6か国を対象として南南・三角協力の位置付けと実績の整理と, 援助マネジメント適用の可能性を検討し, 日本の南南協力の在り方を提案した。提言としてi) 日本のもつ技術情報の整理と将来的なデータベース化, ii) ドナー化支援(具体策の提言はなし), iii) 日本のリードによる共同イニシアティブの形成, の3つをあげた。															

出所) 各種資料より評価チーム作成

3-5 三角協力の外交への貢献

従来の二国間援助は、日本から受益国への一方向の支援であるため、外交目標への波及については、受益国との関係を重視することが重要であった。しかしながら三角協力の場合については、リソース国、受益国(あるいは広域)を巻き込むことから1つの事業で複数の国との外交を深めることが可能である。

リソース国にとっても日本の三角協力を共同で実施することの意味合いは大きい。平成 22 年度に外務省が委託した「アジア新興地域ドナーの南南・三角協力支援の現状と今後の方向性」調査研究報告書によれば、「ASEAN 新興ドナー⁵²は、自国に十分な経済的余裕があるわけではなく、自国の経済成長や外交政策として南南協力を行っていることが多いことは、本調査の結果からも明らかである⁵³」とあり、日本の支援のもとに行われる南南協力は、リソース国の外交活動にも貢献していることが分かる。

⁵² 当該調査のケースでは、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ラオスが対象であった。

⁵³ アジア新興地域ドナーの南南・三角協力支援の現状と今後の方向性、pp.119、一般財団法人 国際開発センター、2011年3月：外務省ウェブサイト
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/pdfs/10_kaihatsuenjyo_houkoku02j_zen.pdf)